

これまでの議論を受けた整理

1. 安全教育を通じて、子供たちに身につけるべき資質・能力の明確化

- これからの時代に子供たちに求められる力を育むためには「何を知っているか」のみならず「**何ができるか**」を重視した教育課程とすることが重要。次期学習指導要領に向けても、**育成すべき資質・能力の明確化とそれに基づく教育目標・内容の構造化が図られる方向**。
- このことも受け、安全教育において、どのような資質・能力の育成を目指すのか、それをどのような教育活動を通じて育むかを明確にしていくことが必要。
- 具体的には、「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月閣議決定)にある、以下のような資質・能力を育むことが重要。これらの資質・能力を育むにあたり、「**主体的に行動する態度**」を育む教育や、**危険予測・回避、共助・公助**に関する教育の充実が必要。
 - i) **安全に関する知識・理解、思考・判断**:日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
 - ii) **主体的に行動**:日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
 - iii) **社会貢献・支援者としての基盤**:自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

2. 資質・能力を育む観点から見た、安全教育の課題

- 安全教育については、体育科の時間はもとより、各教科等の特質に応じて適切に行うよう努めることとされているが、各教科等が安全教育で果たすべき役割や、各教科等相互の関係性、重点的に指導すべき事項などが、学習指導要領上必ずしも**系統的に整理されていない**。
- 東日本大震災の教訓や体験、安全教育に関する現代的課題等を踏まえ、**防災教育をはじめとする安全教育に関する指導内容の充実**を図る必要がある。
- **主体的に行動する態度等をはぐくむ指導**を充実させる必要がある。
- 児童生徒が共通して学ぶべき事項を明確化し、**教材の充実**を図ることが考えられる。併せて、**教員の指導力向上、指導体制の充実**を図ることも重要。

3. 現行学習指導要領を踏まえ、改善すべきポイントについて

(1) 安全教育において中核的な役割を果たす教科等の明確化と、系統性の確保

学習指導要領の総則等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示す。学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)の導入などの充実を図る。

(2) 論点

(安全教育の内容・目標)

- 学校安全参考資料で示している現在の安全教育の目標や内容は、適切なものとなっているか。
- 安全教育のナショナルミニマムとは何か。更に充実させるべき内容はどのようなものか。
- 学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)の導入など、指導の充実をどのように図るべきか。
- 共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくようにするにはどのような指導が必要か。
- 安全教育の中核となる教科等(保健・体育科、社会科、特別活動等)はどのように位置づけるか。

【内容の充実例】

- 全ての教科等において子供の学習知により行動につながるような学習方法の工夫

(小学校)

- 小学校低学年における災害発生時の適切な行動に関する理解
- 小学校中学年における広域災害について地域の人々の工夫や努力を通じた自助・共助・公助に関する理解
- 小学校高学年における広域災害及び事故について各地域の歴史的な観点からの理解

3. 現行学習指導要領を踏まえ、改善すべきポイントについて

- 災害情報に係る理解・活用
- 交通安全教育の充実
- 安全・防災に関する課題についての学習活動の充実
- 安全指導や防災訓練、ボランティア活動の更なる充実

等

(中学校)

- 安全・安心な地域作りの在り方に係る理解
- 救急救命に係る実践的理解。救助機具の使い方に係る理解
- 交通安全教育の更なる充実
- 安全・防災に関する課題についての学習活動の充実
- 安全指導や防災訓練、ボランティア活動の更なる充実

等

(高等学校)

- 安全・安心な地域作りへの理解や参画
- 日本の犯罪の現状と安全対策に係る理解
- 安全・防災に関する課題についての学習活動の充実
- 安全指導や防災訓練、ボランティア活動の更なる充実

等

これまでの議論を受けた整理

(安全教育の評価の在り方)

- 安全教育の評価をどのように行うか。

(安全教育を行っていく上での環境整備)

- 安全教育を充実させていく上でどのような教材等が必要か。
- 教員養成免許取得・更新、年次研修、管理職研修等で学校安全に関する研修を充実させる方策についてはどのようなものが考えられるか。
- 安全教育を中心として担う者を明確にすることについてどう考えるか。

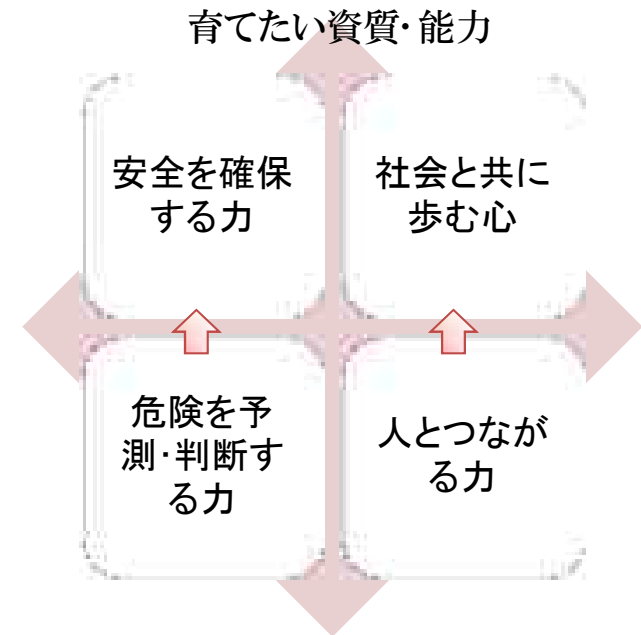
防災教育に関する研究開発学校指定校の取組み

○ 宮城県仙台市立七郷小学校(平成25年度～28年度)

東日本大震災の教訓や体験を基に、それを風化させず、今後の教育活動の中で継承していくため、持続可能な防災教育を目指した新領域「**防災安全科**」の創設による研究開発をおこなっている。

防災安全科においては、災害安全にとどまらず、交通安全や生活安全の内容も含めて、危険の察知や回避、他の人や社会の安全に貢献する資質・能力を育むことを目的としている。

研究開発第1年次である25年度においては、**防災安全科において育てたい4つの資質・能力**を明確にし、これをもとにして防災安全科の目標や、取り扱う学習内容等を整理した。まずは年間20時間程度実施し、研究開発の最終年次には年間35時間の実施を目指している。



○ 東京都日野市立平山小学校(平成25年度～28年度)



未来を生き抜く子供たちに必要な力をつけるために、これまでの防災教育の実践等をもとに、防災を中心とした安全教育に関連する指導内容を統合・追加・再編成し、**新たな教科「生きぬく科」**の新設による研究開発を行っている。

生きぬく科において、災害安全について系統的・体系的に学ぶとともに、すべての教科・領域においても防災と関連づけて学びを進める。また、生き抜く力を育成するための学びの在り方として、生きぬく科を中心とした全教科・領域で、従来の一斉指導的な授業から協働型・双方向型の授業革新を行うとともに、新たな学びの達成度を評価する方法として、ルーブリック等を活用した評価を行うこととしている。

研究開発第1年次である25年度においては、毎日15分間のモジュールとして実施した。これをもとに生きぬく科のカリキュラム開発を行い、週1～3時間の実施を目指している。

安全教育・防災教育の教科化に関する提言等①

- 平成23年9月「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間取りまとめ

2. 今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

(1) 防災教育

～自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の推進～

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

2) 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実

- (略)このように、日本は地震国であるとともに、様々な自然災害も発生する。このため、学校にいる時だけでなく、登下校中や自宅、外出先など、いつ、どこで災害に遭っても対応できるよう指導していくことが必要である。
- このことは、生涯にわたって安全な生活を送る上で欠かすことのできない重要な指導内容である。防災の教科化など、教育課程における防災教育の位置づけについて、研究開発学校制度などにより各学校における新たな取組を促し、その成果等を踏まえ、検討することが望まれる。各教科にまたがる指導内容の体系的な整理を学校現場に周知していくことなどについては、速やかに考え方を示していくべきである。

- 平成24年3月 中教審答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」

II 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

(3) 安全教育に係る時間の確保

<具体的な方策>

- 国は、中長期的には、研究開発学校制度などの活用により各学校における創意工夫した取組を促すとともに、教育課程特例校制度を活用した取組の成果等も踏まえ、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 例えば、教科等として位置付けるなど安全について系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、福祉・健康、環境と同様に安全を位置付けること、体育・保健体育において安全教育に充てる時間を充実させることなど、安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

安全教育・防災教育の教科化に関する提言等②

○ 平成24年4月 「学校安全の推進に関する計画」閣議決定

II 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

(3) 安全教育に係る時間の確保

<具体的な方策>

- 国は、中長期的には、研究開発学校制度などの活用により各学校における創意工夫した取組を促すとともに、教育課程特例校制度を活用した取組の成果等も踏まえ、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 例えば、教科等として位置付けるなど安全について系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、福祉・健康、環境と同様に安全を位置付けること、体育・保健体育において安全教育に充てる時間を充実させることなど、安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

○ 平成24年7月 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告

3. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の展開

(1) 防災教育

① 防災教育の指導時間の確保と系統的・体系的な整理

- さらに、防災を含めた安全教育について、教科等として位置付けるなど系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として位置付けること、体育・保健体育において充てる時間を充実させることなどの方策について、その必要性や内容の検討等を行う必要がある。